

議案第 5 8 号

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
について

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 1 2 月 1 8 日 提出
(2024年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和31年城陽市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（市長等の給与） 第2条～第4条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 第6条・第7条 略	（市長等の給与） 第2条～第4条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 第6条・第7条 略

第2条 城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
（市長等の給与） 第2条～第4条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 第6条・第7条 略	（市長等の給与） 第2条～第4条 略 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において市長等が受けるべき給料の月額、地域手当の月額並びに給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の172.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） 略 第6条・第7条 略

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年（2025年）4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年（2024年）12月1日から適用する。

(内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

提案理由

令和6年（2024年）の人事院勧告にかんがみ、国家公務員及び近隣市町の給与改定の動向を考慮し、市長、副市長、教育長及び公営企業管理者の期末手当を改定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

地方自治法（抜粋）

〔給料、旅費及び諸手当〕

第204条 略

② 略

③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

参考資料

城陽市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部改正 条例要綱

令和6年人事院勧告に係る改正

期末手当支給率の改正

<改正前>

	6月期	12月期	年間合計
市長等	170 /100	170 /100	340 /100

<令和6年12月1日適用>

	6月期	12月期	年間合計
市長等	170 /100	175 /100	345 /100

<令和7年4月1日施行>

	6月期	12月期	年間合計
市長等	172.5 /100	172.5 /100	345 /100